

## ふれあい交流館解体・外構整備工事 制限付一般競争入札 実施要項

### 1. 工事概要

- (1) 工 事 名 ふれあい交流館解体・外構整備工事
- (2) 工事場所 河西郡芽室町東2条2丁目 15 番地 1、19 番地
- (3) 工 期 議会議決後～令和3年 10 月 29 日

### 2. 入札に関する条件等

#### (1) 入札参加者の構成

- ① 建築業者で構成する「特定建設共同企業体」(甲型企业体)とします。
- ② 共同企業体は、芽室町及び帯広市内に本社(店)があるもので構成することとします。

#### (2) 参加資格要件等

入札参加資格の確認基準日(以下「基準日」という。)は、参加資格確認申請書の提出期限日とします。なお、入札参加資格を有するとの確認を受けた入札参加者が、基準日以降、落札者決定日までに入札参加資格要件を欠く事態に至った場合には、当該入札参加者は失格とします。また、次の全ての事項に該当しなければ、この入札に参加することはできません。

- ① 令和3年度の芽室町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ② 建設業法第 28 条その他関係法令等による営業停止処分を受けていない者であること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の4の規定のほか、以下に該当しない者であること。
  - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者又は6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
  - イ. 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ. 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- ④ 芽室町暴力団排除条例(平成 25 年3月 26 日条例第 26 号)に定める暴力団、暴力団又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑤ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成8年3月 29 日訓令第3号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 共同企業体の構成企業要件

特定建設共同企業体		建築
建築 工事 特定 JV 代表者	業種	建築一式
	建設業の許可	特定建設業者であること
	経営規模等評価の総合評定値	<u>850</u> 点以上
	住所要件	芽室町及び帯広市内に本店を有する者
	総括責任者	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること ※現場代理人と兼任することが可能
	現場代理人	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること
	監理技術者	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること
構 成 員 ( <u>う</u> <u>ち</u> <u>一</u> <u>者</u> )	業種	建築一式
	建設業の許可	特定建設業者または一般建設業者であること
	経営規模等評価の総合評定値	<u>700</u> 点以上
	住所要件	芽室町に本店を有する者
	主任技術者	一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有すること

- ① 令和3年度の芽室町競争入札参加資格者名簿において、建築工事に登録されていること
- ② 総括責任者は、現場代理人と兼任することができます。
- ③ 総括責任者は、代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ④ 総括責任者は、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- ⑤ 本業務の現場代理人として次の要件を満たす者を契約日から竣工・引渡し日まで専任で配置できること。
  - ア. 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ. 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。
- ⑥ 本業務の監理技術者として次の要件を満たす者を建設業務の開始から完了まで専任で配置できること。
  - ア. 代表企業に常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
  - イ. 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有すること。

3. 入札参加申請書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和3年5月17日(月)17:00
- (2) 提出場所 総務課契約法制係